

## 社会福祉法人あだち福祉会 行動計画（第3回）

法人の職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい雇用環境を整備することにより、職員全員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1：期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり、平均年間12日以上とする。（リフレッシュ休暇含む）

<対策>

- ☆平成30年 5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- ☆平成30年 6月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に3回行う
- ☆平成30年 7月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- ☆平成30年 6月～ 法人広報誌などで計画取得等について周知する。

目標2：子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を平成31年8月までに実施する。

<対策>

- ☆平成30年10月～ 検討会の開催
- ☆平成31年 6月～ 法人広報誌などによる職員への参観日実施についての周知
- ☆平成31年 8月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討